

2024年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社グッドスピード
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 久統
(コード：7676 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 大庭 寿一
(TEL：052-933-4092)

会 社 名 株式会社宇佐美鋳油
代 表 者 名 代表取締役社長 宇佐美 智也
(TEL：052-586-1166 (代表))

株式会社宇佐美鋳油による株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の
株券等に対する公開買付け（第2回）の開始に関するお知らせ

株式会社宇佐美鋳油は、本日、別添のプレスリリース「株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する公開買付け（第2回）の開始に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社宇佐美鋳油（公開買付者）が株式会社グッドスピード（公開買付けの対象者）に対して行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年6月25日付「株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する公開買付け（第2回）の開始に関するお知らせ」

2024年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社宇佐美鋳油
代 表 者 名 代表取締役社長 宇佐美 智也
問 合 せ 先 052-586-1166 (代表)

株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する 公開買付け（第2回）の開始に関するお知らせ

株式会社宇佐美鋳油（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年3月1日付「株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、2024年2月29日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場に上場している株式会社グッドスピード（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記（2）において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付けにより取得することを決定しております。

なお、上記の公開買付けは、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の取引（以下「本取引」といい、公開買付者が本両公開買付け（以下において定義します。）の予告の公表時点において予定していたスキームによる本取引を「本取引（予告公表時点）」、公開買付者が2024年4月24日に提出した第1回公開買付け（以下において定義します。）に係る公開買付届出書の訂正届出書によりスキーム変更を行った後のスキームによる本取引を「本取引（スキーム変更後）」といいます。）の一環として実施するものであり、本日現在において公開買付者が予定する本取引は、本応募株式（第1回（以下において定義します。以下同じです。）を取得することを主たる目的とした公開買付け（以下「第1回公開買付け」といいます。）、第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に行う、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付けによる公開買付け（以下「第2回公開買付け」といいます。また、第1回公開買付け及び第2回公開買付けを総称して、以下「本両公開買付け」といいます。）及び対象者が公開買付者を割当先として実施する第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）（注1）により構成されます。なお、本第三者割当増資は、本取引（予告公表時点）及び本取引（スキーム変更後）には含まれていなかったものの、以下に記載する経緯及び理由から、本取引の一環として実施することといたしました。

（注1） 「本第三者割当増資」とは、対象者が2024年6月25日に東海財務局長に対して提出した有価証券届出書によれば、発行株式の種類を対象者株式、発行株式数を1,764,800株、1株当たりの発行価額を850円、発行価額の総額を1,500,080,000円として実施される予定であり、第2回公開買付けに係る決済開始日（本日現在は2024年7月30日を予定しておりますが、第2回公開買付けに係る買付け等の期間（以下「第2回公開買付け期間」といいます。）が延長された場合には、延長後の決済開始日を意味します。）の翌営業日に払込みを行うことを予定しております（公開買付者は、第2回公開買付け及び本第三者割当増資を組み合わせることにより、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第206条の2に基づく手続が必要となる場合、本取引の安定性が害され、対象者の債務超過になっている財務状況の早期改善や事業活動の早急な安定化が損なわれることになると考え、第2回公開買付けに係る決済開

始日の後に払込みを行うことにより、同条の形式的な適用を受けない形としております。)。なお、本第三者割当増資の払込期間は、第2回公開買付けに係る決済開始日の翌営業日である2024年7月31日から2024年9月27日までと定められておりますが、これは、第2回公開買付け期間が延長された場合には、上記払込みを行う日も延期されるためです。また、本第三者割当増資により調達する資金の具体的な用途については、次のとおり対象者の主力事業である自動車販売関連における、商品の仕入資金として充当する予定です。商品在庫を拡充することにより中古車小売販売台数の増加を図り、収益の拡大を図ることを目的としております。対象者は2024年9月期第2四半期累計期間において、1,233百万円の営業損失を計上しております。これは、現在出店している店舗における商品の在庫台数は、2024年5月末時点において本来展示可能な台数よりも約1,800台、概ね4割程度過少になっていることにより、2024年9月期第2四半期累計期間において売上高31,494百万円、売上総利益3,955百万円に比べて販売管理費5,188百万円と先行する状態が続いているためです。そのため、商品1,477百万円、具体的には1台あたり約2百万円の車両を740台程度の仕入を行うことを予定しております。なお、公開買付者は、本第三者割当増資前提条件（注2）が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを条件として、本第三者割当増資において発行される対象者株式の全てを引き受ける予定です。

（注2）「本第三者割当増資前提条件」とは、①対象者による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること、②対象者が、公開買付者による本第三者割当増資の払込みの実行までに履行若しくは遵守すべき、公開買付者及び対象者間の2024年6月25日付け資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）に定める義務に重要な点において違反していないこと、③本第三者割当増資における新株発行に係る対象者の取締役会決議が有効に成立し存続しており、当該決議に係る取締役会議事録の写しが公開買付者に交付されていること、④対象者有価証券届出書に基づく届出の効力が適法かつ有効に発生し、その効力が停止していないこと、及び、法に基づき必要な場合、本第三者割当増資に係る目論見書が公開買付者に交付されていること、⑤新株発行差止めの仮処分その他の本第三者割当増資の実行の制限又は禁止を求める訴訟等（訴訟、仲裁、調停、仮差押、差押、保全処分、保全差押、滞納処分、強制執行、仮処分、その他裁判上又は行政上の手続を総称したものをいいます。）に基づき、本第三者割当増資の実行を制限又は禁止する司法・行政機関等（国内外の裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関、地方公共団体及び金融商品取引所その他の自主規制機関をいいます。以下同じです。）による判決、命令、決定、裁定、免許、認可、許可若しくはその他の判断が存在しないこと、⑥第2回公開買付けが成立し、決済がなされていること、⑦対象者において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条及び有価証券上場規程施行規則第435条の2に定める、(a)経営者から一定程度独立した者による割当ての必要性及び相当性に関する意見の取得手続、又は、(b)割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかを履践し、完了したこと、⑧対象者において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2及び有価証券上場規程施行規則第436条の3に定める、(a)支配株主たる公開買付者との間に利害関係を有しない者による、本第三者割当増資に係る対象者の決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の取得手続、及び、(b)必要かつ十分な適時開示手続をいずれも履践し、完了したこと、⑨対象者において、⑧(a)の支配株主たる公開買付者との間に利害関係を有しない者から、本第三者割当増資に係る払込金額が、公開買付者に「特に有利な金額」（会社法第199条第3項）でないことに係る適法性が確保されている旨の意見を取得していることをいいます。

公開買付者は、本取引の第一段階として、対象者の代表取締役社長であり、対象者の第1位の株主（2024年3月31日現在）であった加藤久統氏（以下「加藤氏」といいます。）が所有していた対象者株式（第1回公開買付けの開始の公表日で

ある2024年4月10日現在の所有株式数：911,208株、増資前所有割合（注3）：23.99%のうち911,200株（増資前所有割合：23.99%、以下「加藤氏応募株式」といいます。）（注4）及び加藤氏の資産管理会社であり、対象者の第2位の株主（2024年3月31日現在）であった株式会社Anela（以下「Anela」といい、加藤氏及びAnelaを個別に又は総称して「応募合意株主（第1回）」といいます。）が所有していた対象者株式（第1回公開買付けの開始の公表日である2024年4月10日現在の所有株式数：900,000株、増資前所有割合：23.70%、以下「Anela所有株式」といい、加藤氏応募株式と総称して、「本応募株式（第1回）」といいます。）の全てを取得することを主たる目的として、2024年4月11日から2024年5月23日までを買付け等の期間（公開買付者が2024年5月9日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による訂正後の期間をいいます。）、対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「第1回公開買付け価格」といいます。）を722円、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を1円とする第1回公開買付けを実施しました。その結果、買付予定数の下限（911,200株）を上回る1,811,200株（増資前所有割合：47.69%）の応募があったことから、第1回公開買付けは成立し、2024年5月30日に第1回公開買付けの決済が完了したことから、公開買付者は、本日現在、第1回公開買付けの開始前に所有していた対象者株式（100株）と合わせて対象者株式を1,811,300株（増資前所有割合：47.69%）所有するに至っております。

（注3） 「増資前所有割合」とは、対象者が2024年5月15日に提出した2024年9月期第2四半期に係る四半期報告書に記載された2024年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（3,783,500株）から、対象者が2024年5月15日に公表した「2024年9月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2024年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（64株）を控除した数（3,783,436株）に、対象者から報告を受けた、2024年3月31日現在残存しかつ本日現在行使可能である第2回新株予約権（730個）（注5）の目的となる対象者株式数（14,600株）を加算した数（3,798,036株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。増資前所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り、以下同じです。）をいいます。

（注4） 加藤氏は、第1回公開買付けの開始の公表日である2024年4月10日現在、対象者の役員持株会（以下「対象者役員持株会」といいます。）を通じて対象者株式（908株。小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有していたとのことです。加藤氏は、2024年4月10日に対象者役員持株会を退会したとのことであり、対象者役員持株会を通じて所有していた対象者株式（908株）のうち、実務上引き出しが可能な900株については2024年4月11日に引き出しを行い、対象者役員持株会の規約上引き出すことができない単元未満である対象者株式（8株）については、2024年4月16日に金銭により清算を受けたとのことです。以下、加藤氏応募株式の記載について同じです。

（注5） 第2回公開買付けの対象となる本新株予約権（730個）の内訳は、下表のとおりです。

新株予約権の名称	残存する個数 (2024年3月31日現在)	目的となる対象者株式の数
第2回新株予約権	730個	14,600株

公開買付者は、公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本取引の第二段階として、第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に、第2回公開買付前提条件（注6）が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを条件として、第2回公開買付けを行うことを予定しております。

（注6） 「第2回公開買付前提条件」とは、①第1回公開買付けが成立し、かつ、決済が完了すること、②対象者に設置された、公開買付者及び応募合意株主（第1回）から独立した立場で本取引について検討・交渉等を行うための、2024年1月25日開催の取締役会決議により、本取引に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、

意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保する目的として、公開買付者、対象者及び応募合意株主（第1回）並びに本取引の成否のいずれからも独立した、対象者の社外取締役3名及び外部専門家1名によって構成される特別委員会において、対象者が第2回公開買付けに対して賛同し、対象者の株主に対して第2回公開買付けに応募することを推奨し、第2回公開買付けを行うことについて肯定的な内容の答申が行われ、その旨が公表されることが予定され、かつ、第2回公開買付けの開始日において、当該答申が撤回されていないこと、③対象者の第2回公開買付けに関する意見表明として、第2回公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して第2回公開買付けへの応募を推奨する旨の、決議に参加した全取締役の全会一致による取締役会決議が適法かつ有効に行われ、対象者によりその内容が公表されており、かつ、対象者において賛同決議を撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、④公開買付者及び応募合意株主（第1回）間で、本契約（以下において定義します。以下同じです。）が締結され、かつ、有効に存続していること、⑤対象者において、（i）2023年9月期に係る有価証券報告書（以下「2023年9月期有価証券報告書」といいます。）及び2024年9月期第1四半期に係る四半期報告書（以下「2024年9月期第1四半期報告書」といいます。）が2024年4月10日までに提出され、かつ、無限定適正意見若しくは限定付適正意見を得ており又は意見の表明をしない旨が記載された場合であって対象者株式が上場廃止となっておらず、かつ、（ii）2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されていること（注7）、⑥対象者において、対象者が提出済みの2021年9月期及び2022年9月期に係る有価証券報告書、2021年9月期第1四半期から2023年9月期第3四半期までに係る各四半期報告書の訂正報告書（総称して、以下「本訂正報告書」といいます。）が提出されていること（注8）、⑦本取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）に基づき必要な手続及び対応が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過していること、⑧対象者グループ（以下において定義します。以下同じです。）に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在せず、また、対象者株式に関する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）であって公表（法第167条第4項に定める意味を有します。）されていないものが存在しないこと、⑨本両公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により本両公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと、⑩原因の如何にかかわらず、対象者グループの事業、財務状態、業績若しくは今後の見通しに重大な悪影響を及ぼし得る事態が生じていないこと（本両公開買付けに係る撤回事由が生じていないことを含みます。）をいいます。

(注7) 対象者は、2023年9月29日付「調査委員会設置のお知らせ」に記載のとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人から指摘されたことを受け、公正性を確保した調査が必要と判断し、外部の有識者で構成される第三者調査委員会を設置した上で調査を実施したとのことです。

その後、2023年12月28日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、第三者調査委員会による調査が完了した後に決算数値を確定させるため、2023年9月期有価証券報告書の法定提出期限である2024年1月4日までに対象者の2023年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査手続を完了させることができず、法第24条第1項に定める有価証券報告書の提出期限までに2023年9月期有価証券報告書の提出ができない見込みとなったことから、対象者は、東海財務局長に対し、2023年9月期有価証券報告書の提出期限を2024年3月29日まで延長することの承認を求める申請を行ったとのことです。その後、2024年1月4日付「第21期（2023年9

月期) 有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2024年1月4日付で、東海財務局長より当該延長申請に係る承認を受けたとのことです。当該状況を踏まえ、公開買付者は、対象者が2023年9月期有価証券報告書を延長後の提出期限である2024年3月29日を経過後8営業日目(2024年4月10日)までに提出しない場合には、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するため、2024年4月10日までに2023年9月期有価証券報告書が提出されることを前提条件としておりました。また、2024年2月13日付「第22期(2024年9月期)第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、第三者調査委員会による調査が完了した後に決算数値を確定させるため、2024年9月期第1四半期報告書の法定提出期限である2024年2月14日までに対象者の2023年9月期に係る決算関連手続きが完了しておらず、2024年9月期第1四半期に係る決算関連手続きについても完了していないため、法第24条の4の7第1項に定める四半期報告書の提出期限までに2024年9月期第1四半期報告書の提出ができない見込みとなったことから、対象者は、東海財務局長に対し、2024年9月期第1四半期報告書の提出期限を2024年3月29日まで延長することの承認を求める申請を行ったとのことです。その後、2024年2月14日付「第22期(2024年9月期)第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2024年2月14日付で、東海財務局長より当該延長申請に係る承認を受けたとのことです。当該状況を踏まえ、公開買付者は、対象者が2024年9月期第1四半期報告書を延長後の提出期限である2024年3月29日を経過後8営業日目(2024年4月10日)までに提出しない場合には、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するため、2024年4月10日までに2024年9月期第1四半期報告書が提出されることを前提条件としておりました。加えて、2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2024年2月9日付「第22期(2024年9月期)第1四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信についても、それぞれ2023年9月期有価証券報告書及び2024年9月期第1四半期報告書と同様の理由により公表が延期されており、2024年3月1日時点では、公表予定日が決定されていないため、2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されることを前提条件としておりました。

(注8) 対象者は、2024年1月4日付「第21期(2023年9月期)有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2023年12月30日に第三者調査委員会の調査報告書を受領しており、当該報告を受けて、提出済みである2021年9月期及び2022年9月期に係る有価証券報告書、2021年9月期第1四半期から2023年9月期第3四半期までの各四半期報告書の過年度訂正を行う予定とのことでした。対象者は、2023年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査手続を完了させた上で、2024年3月29日までに、本訂正報告書を提出する予定とのことでした。

なお、公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、対象者及びその連結子会社である株式会社チャンピオン76(総称して、以下「対象者グループ」といいます。)が金融機関との間で締結している金銭消費貸借契約には、2024年3月1日時点で既に当初の返済期限が到来しているものが含まれていたことから、当該金銭消費貸借契約の返済期限の延長等の手当てを継続的に講じる必要があるものの、対象者グループの財務状態等が急速に悪化しているため、当該金銭消費貸借契約の相手方である金融機関より返済期限の継続的な延長等についての合意を得るためには、十分な信用力がある公開買付者による対象者の完全子会社化を目的とした本取引の実施予定についての公表を行うことが必要であり、また、一定の交渉期間が必要であったことから、第1回公開買付けの開始予定を公表する方法により本取引(予告公表時点)に係る公表を行いました。かかる公表の後、公開買付者及び対象者は、これらの金融機関との間で返済期限の延長等について交渉を行い、本日現在において対象者の事業活動の継続のために、2024年6月末日までの返済

猶予の延長に係る合意を得ておりますが、2024年6月7日に金融機関に対して9月末日までの返済猶予の延長を要請し、本日現在、交渉を行っております。なお、公開買付者は、本日現在、対象者と金融機関との間での借入の再構築に係る交渉については、本両公開買付けの開始及び進行（撤回の可能性を含みます。）に影響する内容ではないと認識しております。

公開買付者は、2024年2月29日付で、加藤氏との間で、その所有する対象者株式のうち911,200株（増資前所有割合：23.99%）について第1回公開買付けに応募する旨、及びAnela（所有株式数：900,000株、増資前所有割合：23.70%）との間で、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：900,000株、増資前所有割合：23.70%）について本両公開買付けに応募しない旨を含む契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。

また、公開買付者は、2024年2月29日付で、加藤氏との間で経営委任契約を締結しております。

その後、公開買付者は、(i) 2024年4月5日付で、対象者の第8位の株主（2024年3月31日現在）である株式会社伊藤工務店（以下「伊藤工務店」といいます。伊藤工務店は、本日現在、対象者株式を所有しておりません（注9。））及びその子会社である中部技建株式会社（所有株式数：69,300株、増資前所有割合：1.82%、以下「中部技建」といいます。）との間で、2024年4月11日現在伊藤工務店が所有していた対象者株式の全てについて、伊藤工務店（中部技建が伊藤工務店から当該株式の全てを譲り受けた場合には中部技建）が、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(ii) 2024年3月19日付で、対象者の第7位の株主（2024年3月31日現在）である山本文彦氏（所有株式数：72,000株、増資前所有割合：1.90%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(iii) 2024年3月27日付で、対象者の第14位の株主（2024年3月31日現在）であり、対象者の元取締役である平松健太氏（所有株式数：12,700株、増資前所有割合：0.33%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(iv) 2024年4月2日付で、対象者の第19位の株主（2024年3月31日現在）であるバルクライン株式会社（所有株式数：10,200株、増資前所有割合：0.27%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(v) 2024年4月9日付で、対象者の第10位の株主（2024年3月31日現在）であり、対象者の元取締役である横地真吾氏（所有株式数：40,000株、増資前所有割合：1.05%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約をそれぞれ締結いたしました。

（注9）伊藤工務店及び中部技建は、伊藤工務店が、中部技建に対し、実務上可能な限り速やかに、第1回公開買付けの開始の公表日である2024年4月10日現在伊藤工務店が所有していた対象者株式（所有株式数：69,300株、増資前所有割合：1.82%）の全てについて、当該譲渡の実行日の前営業日の対象者株式の市場株価の終値で譲渡することを合意していたとのことです。なお、当該株式譲渡は2024年4月19日に実行されたとのことです。また、当該譲渡の実行日の前営業日である2024年4月18日の対象者株式の市場株価の終値は886円です。

公開買付者は、公開買付者プレスリリースの公表時点においては、本取引において対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、対象者の少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者プレスリリースにおいて公表したスキーム（以下「当初スキーム」といいます。）により本取引（予告公表時点）を実施することを決定しておりました。その後、2024年3月29日に2023年9月期有価証券報告書の提出を受けて対象者が債務超過に陥っていることが判明したものの、対象者によれば、当該時点においては対象者の事業活動の継続のために金融機関の一定の理解を得られているとのことであったため、公開買付者は、当初スキームを変更することなく第1回公開買付けを開始いたしました。その後も、対象者は、第1回公開買付け開始後も引き続き対象者の

借入先である金融機関との間で対象者の借入金の返済時期等について協議を行っていたとのことです。しかしながら、対象者によれば、対象者は、2024年4月15日、当該協議における対象者の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した対象者の財務状況を鑑みると、2024年9月期第1四半期の営業損失は640百万円、経常損失は770百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は789百万円となり、当第1四半期末時点における純資産の額は△1,429百万円となり、対象者の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けたとのことです。なお、対象者によれば、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けていなかったとのことです。公開買付者は、2024年4月15日、対象者より、当該代理人弁護士から上記の旨の助言を受けた旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に公開買付者による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、2024年4月24日現在取引停止となっていた対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えてに至り、2024年4月16日、対象者に対して、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨を伝達するとともに、同日、加藤氏及びAnelaに対して、自己株式取得により対象者がAnela所有株式を取得し、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を2024年9月頃に完了することを予定していた当初スキームを変更し、Anela所有株式を第1回公開買付けに応募することについて打診を行いました（なお、当初スキームにおいては、子会社化及び非公開化の完了予定時期は2024年9月頃でしたが、当該スキーム変更を行った場合、子会社化の完了予定時期は2024年6月下旬又は7月上旬頃、非公開化の完了時期は、株式等売渡請求の場合は2024年7月下旬又は8月上旬頃、株式併合の場合は2024年9月頃となると考えておりました。）。これを受け、加藤氏及びAnelaとしても、対象者の財務状況や対象者の代理人弁護士からの助言を踏まえると、2024年6月下旬又は7月上旬頃となる予定の第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に公開買付者による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、2024年4月24日現在取引停止となっていた対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、対象者の事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えてに至ったため、公開買付者は、2024年4月24日付で、加藤氏及びAnelaとの間で、Anelaが第1回公開買付けにAnela所有株式を応募する旨を含む本契約の変更覚書を締結いたしました。

また、公開買付者としては、上記の対象者の状況を踏まえると、今後、対象者の財務状態が更に悪化した場合には、現時点で返済期限の猶予を受けている対象者の借入先である金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済その他財務状態の改善や信用力の回復に向けた対応を求められる他、対象者の企業価値の毀損を防止し企業価値を向上させるために運転資金の調達が必要となるなど追加の資金需要が生じる可能性があり、かかる場合には、対象者において、増資等を含めた対応を検討する必要があると考えておりましたが、これらは対象者の財務状況状態、金融機関の判断等の外部的要因等にも左右されることから、2024年4月24日時点においては当該資金需要が生じる時期及び必要となる資金規模の見通しが立たないと考えておりました。なお、2024年6月25日現在においても、対象者は、2024年4月24日時点で取引停止となっていた対象者の取引先との信販取引は再開できていないとのことです。

その後、2024年5月15日、公開買付者は、対象者から、公開買付者による対象者の完全子会社化の完了に先立って早期の資金提供を行うことについて要請を受けました。具体的には、対象者は、2024年4月18日に金融機関から債務超過の解消に係る要請を受けたことを踏まえ、4月下旬頃より対象者の財務状況を改善させ、早急に事業を安定化させるための検

討を本格的に開始し、債務超過の全額の即時の解消を目的とする資金調達と、事業の安定化のために業績を正常化させることを目的とする資金調達のいずれが望ましいかについて検討したところ、債務超過の解消と事業の安定化を両立する観点からは、将来の債務超過の解消に向けてまずは単月黒字化をすることで財政状態の更なる悪化に歯止めをかけ、業績を正常化させることが望ましいと考え、その後、単月黒字化を実現すべくその手段について検討を重ねた結果、2024年5月上旬から中旬頃、外部からの資金調達が必要不可欠であると判断するに至ったとのことです。すなわち、対象者は2024年9月期第2四半期累計期間において、1,233百万円の営業損失を計上したことにより、これにより純資産の額は2023年9月期末時点△647百万円に対して、2024年9月期第2四半期末時点△2,432百万円となり、対象者の財務状況は悪化しておりますが、これは、現在出店している店舗における商品の在庫台数が、2024年5月末時点において本来展示可能な台数よりも約1,800台、概ね4割程度過少になっていることにより、2024年9月期第2四半期累計期間において売上高31,494百万円、売上総利益3,955百万円に比べて販売管理費が5,188百万円と先行する状態が続いているためとのことです。そこで対象者は、現在の対象者の在庫の回転率をもとにすると、約15億円の商品在庫を増加させることで黒字化ができる予定であり、黒字化することによって財政状態が更に悪化する事態を避けられるものと考えたことから、公開買付者に対して、単月黒字化に向けた在庫確保のため、可能な限り早期に約15億円の資金提供を行うことを希望する旨を連絡したとのことです。なお、対象者は、公開買付者の完全子会社となり、単月黒字化を目指すことで、もって将来的に対象者の財務状況を改善させることが最善の策と考えていることから、2024年9月末までの債務超過の解消について具体的に策定している計画はないとのことです。この約15億円は、発行諸費用を除いた全額を商品車両の仕入に充当することにより1台あたり約2百万円の車両を740台程度確保することで小売販売台数を確保し、単月黒字化が可能であると試算したものととのことです。また、左記試算に際しては、対象者の足元の経営体制、具体的には店舗人員や急激な商品車両の仕入に伴う在庫滞留リスク等を考慮しているとのことです。なお、対象者は、2024年4月下旬頃に対象者の財務状況が日々悪化している状況を踏まえて、左記の必要資金の検証を開始し、その検証が完了したのは2024年5月中旬頃とのことであり、また、第1回公開買付期間終了日時点においては本第三者割当増資について決定した事実はなかったため公表はできなかったとのことです。なお、対象者は、金融機関からの借入、社債、公募増資、株主割当増資等の他の資金調達手段も確認を行って検討の上、下記に記載のとおり検討した結果、本第三者割当増資による資金調達を実施することとしたとのことです。金融機関からの借入については、本日現在、対象者に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達が困難となっていることから、今回の資金調達手段として適当でないと判断したとのことです。なお、公開買付者からの借入によって調達する方法も考えられるものの、既に対象者が債務超過となっている状況を踏まえると、商品在庫を拡充することによる収益の拡大によって現在の債務超過額を解消するまでの利益剰余金を積み上げるまでには相応の期間が必要であることから、借入の返済期限までに返済に充当する資金を用意することが困難であると考えたこと、及び、自己資本比率等の財務健全性指標は、金融機関からの融資、又は返済猶予について交渉する際に確認・評価される指標であり、現時点よりさらに低下した場合、融資や返済猶予を認めていただくことが困難となる可能性があることや、第2回公開買付け後に公開買付者グループからの借入が可能な状況になった場合においても金融機関からの直接の借入が必要となる可能性が否定できず、対象者の自己資本比率等を更に低下させることとならない方法が望ましいと考えたことにより、公開買付者からの借入は今回の資金調達手段として適当でないと判断したとのことです。また、公開買付者からの借入によって調達し、第2回公開買付けの終了後に、当該借入の株式化（デッド・エクイティ・スワップ）（以下「DES」といいます。）を実施する手法も考えられますが、一時的に対象者の自己資本比率等の財務健全性指標を更に低下させることにより、対外的な信用が更に毀損されることや対象者の財務状況が改善される時期が遅くなる可能性が生じるデメリットは、第2回公開買付けを踏まえた本第三者割当増資の結果公開買付者が対象者の総議決権の約68%を取得することにより公開買付者による対象者の非公開化の可能性が高まることを考慮したとしても看過できる問題ではないと考えられることから、借入を行ったうえで将来DESを行うことは対象者の財務状況を改善させるための資金調達方法としては適切でないと判断し、本第三者割当増資の方法によることが適切であると判断したとのことです。社債については、利息の支払の負担や返

済負担が生じるとともに、対象者の自己資本比率等の財務健全性指標を更に低下させることとなるため、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させるための資金調達方法としては適切でないと判断したとのことです。公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、現在本取引が実施されている最中であり、公募増資や株主割当は、公開買付者以外の少数株主を増加させる結果になる点において、本取引を通じた公開買付者による対象者の完全子会社化と矛盾する行為となるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断したとのことです。さらに、種類株式として無議決権株式を発行することも考えられますが、債務超過の状況にある対象者においては、無議決権とすることの経済合理性をもつ優先配当又は優先的な残余財産分配請求権を公開買付者に付与することは適切ではないと考え、また、その他種類株式の条件についての交渉に時間を要し、対象者の企業価値の毀損がさらに進むことも考えられたことから、種類株式の発行についても今回の資金調達の方法としては適切でないと判断したとのことです。その後、公開買付者は、対象者の要請内容について検討し、対象者が債務超過になっている財務状況を早期に改善する必要があることや、対象者の事業活動を早急に安定させるためには対象者において資金需要があることを踏まえ、2024年6月21日、第2回公開買付価格（以下において定義します。以下同じです。）と同額の850円を発行価額として、約15億円の本第三者割当増資を引き受けることを対象者に回答いたしました。なお、対象者は、対象者の財務状況を踏まえ、本第三者割当増資は迅速に実行することが必要かつ重要と考えたことから、当該発行価額の交渉は行っていないとのことです。公開買付者においては、第1回公開買付けの開始の公表時点から、対象者が債務超過になっている旨を認識しておりましたが、具体的な資金調達のサポート内容及びその時期について対象者と合意したものはありませんでした。そのような状況下、2024年5月15日、公開買付者は対象者から、対象者の財務状況が悪化している旨の説明及び資金提供の要請があったことを踏まえ、本第三者割当増資を引き受けることの検討を開始いたしました。

その後、公開買付者は、第2回公開買付前提条件がいずれも充足されていることを確認したことから、2024年6月25日、第2回公開買付けを2024年6月26日より開始するとともに、本第三者割当増資前提条件が充足されたこと又は公開買付者が当該条件を放棄したことを条件として、対象者が実施する本第三者割当増資を引き受けることとし、対象者との間で資本業務提携契約を締結しました。

なお、公開買付者が2024年4月11日に提出した第1回公開買付けに係る公開買付届出書（公開買付者が2024年4月24日及び2024年5月9日に提出した公開買付届出書の訂正届出書による変更後のものをいいます。）に記載した第2回公開買付けの内容及び条件に変更はありませんが、本取引の一環として本第三者割当増資が行われることとなったため、第2回公開買付けの成立及び決済並びに本第三者割当増資の実行後には、公開買付者は、対象者の総議決権の少なくとも約68%を取得することとなります。また、第2回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「第2回公開買付価格」といいます。）は、第1回公開買付価格（722円）よりも高い価格（850円）としております。

本取引は、①公開買付者による、本応募株式（第1回）を取得することを主たる目的とした第1回公開買付け、②第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に行う第2回公開買付け、③第2回公開買付けが成立し決済が完了した後に行う本第三者割当増資、④第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、公開買付者が第2回公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者のみとするために対象者が行うスクイーズアウト手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）から構成され、最終的に、公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しております。

なお、公開買付者は、第1回公開買付けの開始時点においては、本取引（予告公表時点）として、本スクイーズアウト手続の後、対象者がAnela所有株式を自己株式取得の方法により取得するための一連の手続を実施することを予定しておりましたが、上記のとおり、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に公開買付者による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、

2024年4月24日現在取引停止となっていた対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、対象者の事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至ったことから、Anela 所有株式を第1回公開買付けにより公開買付者が取得することとしたため、本取引（スキーム変更後）においては、自己株式取得のための一連の手続（当初スキームで想定していた、本両公開買付けの成立及び本第三者割当増資の実施後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本両公開買付けの決済の完了及び本第三者割当増資の実施後速やかに、対象者に対し、会社法第180条に基づき対象者株式の併合の効力発生を条件として対象者によって実施されるAnela 所有株式を対象とする自己株式取得に必要な分配可能額及び自己株式取得に係る資金を確保することが必要となる場合における（a）公開買付者による対象者に対する資金提供並びに（b）対象者による会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少）は実施しないことといたしました。なお、当該スキーム変更によりAnela 所有株式を第1回公開買付けにより公開買付者が取得することとなるため、当初スキームと比較すると、公開買付者が対象者を子会社化する時期及び完全子会社化する時期が早まる点及び第1回公開買付け後の時点でAnela が対象者の株主ではなくなる点が異なり、本取引の手続には本第三者割当増資が含まれることとなるため、取引終了後の対象者の発行済株式総数に対する公開買付者の所有割合が増える点が異なりますが、その他には本取引（予告公表時点）と本取引のスキームに変更はないことから、公開買付者は、少数株主の皆様からの応募を想定している第2回公開買付けを含む本取引に対する実質的な影響はないと考えておりました。

その後、公開買付者は、上記のとおり、対象者が債務超過になっている財務状況を早期に改善する必要があることや、対象者の事業活動を早急に安定させるためには対象者において資金需要があることを踏まえ、本取引（スキーム変更後）に本第三者割当増資を加えた本取引を実施することといたしました。

なお、公開買付者は、本第三者割当増資に係る払込みに要する資金を含め、本取引を通して公開買付者が資金を支出又は提供する必要がある場合には、いずれも公開買付者の自己資金を原資として実施することを想定しております。

第2回公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社グッドスピード

(2) 買付け等をする株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 本新株予約権

2019年11月13日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年1月1日から2027年12月31日まで）

（注）公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、対象者は、2024年3月1日時点において、2022年12月23日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）を発行していましたが、対象者によれば、2024年3月1日時点において存在していた全ての第4回新株予約権が本日時点では消滅しているとのことですので、第4回新株予約権は買付対象としておりません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金850円

本新株予約権 1個につき金1円

(4) 買付け等の期間

2024年6月26日(水曜日)から2024年7月24日(水曜日)まで(20営業日)

(5) 決済の開始日

2024年7月30日(火曜日)

(6) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,986,736株	—株	—株
合計	1,986,736株	—株	—株

(注1) 第2回公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、第2回公開買付けに応募された株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 第2回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は第2回公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である、潜在株式勘案後株式総数(3,798,036株)から公開買付者が所有する対象者株式(1,811,300株)を減じた株式数(1,986,736株)を記載しております。

(注3) 単元未満株式も第2回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い第2回公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 第2回公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 第2回公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も第2回公開買付けの対象としております。

(7) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、第2回公開買付けの具体的内容は、第2回公開買付けに関して公開買付者が2024年6月26日に提出予定の公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本両公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本両公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本両公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。公開買付者、その他の企業等の今後の事業に関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本両公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本両公開買付けに応募することはできません。また、本両公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本両公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本両公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。